

第1部

過度の集権制是正から集権制の全面批判へ

— 1954～56年 —

## 第1章

# 計画化の簡素化

計画簡素化専門委員会  
(A tervezés egyszerűsítésével  
foglalkozó szakbizottság)

## A tervezés egyszerűsítése

【増産】(Többtermelés) 1954年9月号

はじめに (L. Gy.筆)

- I 計画プロセスの簡素化に関する指針
- II 国民経済全体にかかわる計画化の基本原則【略】
- III 国営工業・商業・運輸企業における計画簡素化の指針【略】
- IV 年度計画と長期計画の関連【略】

### はじめに

ハンガリー勤労者党第3回大会【1954年5月】は、近い将来における経済組織の再組織化において行政機関が果たすべき諸課題を明確に規定した。それは、過度の集中性の廃止、国家・経済機構全体の合理化・簡素化・縮小化を意味するものであった。だがわが国政府は、すでに党大会以前からこれら諸課題の緊急性を認識し、年度当初から——新時代の経済政策精神に答え、その実現をめざし——合理化作業の準備に着手していた。

わが国経済の新時代政策への移行は、多くの要因によりその実現を妨げられているが、それらは、一部機関の指導者たちによる抵抗だけに帰せるもの

ではなく（むろんそれがあつても疑いないが）、国民経済の組織体制、とりわけ国民経済の計画化をつねに特徴づけてきた諸欠陥にも深く根ざしている。

計画の簡素化と取り組んできた当専門委員会は、計画化の発展に関する分析を通じ、これらの欠陥を認識するにいたつた。その後閣僚評議会決定に高められたこの提言は、簡素化のための一般的指針にとどまらず、国民経済全体で貫かれるべき新しい計画化原則、地方評議会の計画化、特定の産業部門における計画化の独自性、計画各項目の計画化、計画化の簡素化等に関連する必要な諸措置についても詳細に検討している。簡素化された計画化システムの規定づけは、1955年だけにかかわるものでなく、今後長期間にわたり効力を有する。まさにそれゆゑに、提言が提起した——将来の計画化作業の基礎となる——一、二の規定や結論が関心を呼び起こしているのは当然である。

計画化の新しい方法に関する提言は、過度の集中性から根本的に訣別し、省や企業での計画化作業に大きな余地を与えている。これを可能にするため提言は、閣僚評議会によって承認されるべき計画数値の範囲を大幅に狭めており、これに合わせ、企業に対し承認されるべき計画数値の範囲も大幅に縮小している。この措置により提言は、計画遂行機関の自立性拡大だけでなく、計画の遂行が需要動向の結果としての形式的計画変更（という障害）にたえずぶつかるといふ不都合をなくそうとする実践的原則にも応えようとしている。

とはいえ計画化範囲の縮小は、いかなる意味にせよ計画の裏付けを危うくすることであつてはならない。そのため、省が生産する各重要生産物にかかわる生産計画案については、当該工業部門の特殊性に応えつつ、現有生産能力にもとづき計画の裏付けを複合的に計算資料によりこれを補完すべきである。あるいは労務計画案の場合、一連の相互関連を分析する文章での評価を補足材料として添付すべきである。

むろん専門委員会の提言がどれほど広いひろがりをもつにせよ、それは依然計画化の原則的枠組みを定めたにすぎず、これに内容を盛るのは今後の課題である。計画化の簡素化にかかわる部分的諸問題の中には、法規程上あるいはその他の処理を要するものが多数存在し、その多くは組織問題にも関連

している。

国民経済レベルでの簡素化プロセスを実現することで新時代経済政策のすべての要件が満たされると考えるならば誤りだろう。今回のステップは、企業が今後なすべきことを提示しているにすぎず、企業レベルの統一的資材運用システムや長年われわれを苦しめている——いまやその解決が至上命令となっている——組織上の諸問題は、依然未解決なままである。

簡素化された計画化システムがどれだけ経済発展の牽引力となり、社会主義の基本的経済諸法則に奉仕し、計画作業実務家を負担から解放し活動の改善に向かわせるかは、いずれ時が明らかにするだろう。以下、簡素化委員会提言のもっとも重要な原則的部分を紹介する。これらに関する知識は、工場における計画エコノミストたちの作業改善に寄与し、簡素化委員会によって提起された新しい諸問題の解決をもっと容易で確かなものにするはずである。

## I 計画プロセスの簡素化に関する指針<sup>註(1)</sup>

### 計画簡素化専門委員会提言

#### 1

ハンガリー国民経済の計画化方法は、1947年以降大きな発展を遂げた。1951年以降計画化システム（計画化作業の諸段階、計画機関の諸任務、計画案の作成、国民経済計画の承認、企業における計画化作業等）は基本的に正しい方向に発展し、今日ではソ連方式にほぼ対応している。しかしその一方で、計画化システムはきわめて官僚主義化した。計画化方法の再検討過程で多くの欠陥が明らかにされた。

#### 2

計画化システムの発展を分析する中で明らかになった欠陥は、以下のとお

りである。

(1) 過去数年来、計画化システムは過度に詳細となった。主に計画庁の誤りから、国民経済計画は詳細であればあるほどよいとする極大主義の見方が前面に押し出された。この誤った実践は、以下の点に表れている。

㉑ 計画指令ではなく他の手段によって実現されるべき分野までが、国民経済計画の中に取り込まれている。【略】

㉒ 国民経済計画の中で規定すべき諸課題についても、その内容が過度に詳細となった。全国計画庁は、国民経済計画の中で指定される生産物の範囲を年々拡大し、国民経済上——経済発展の結果——あまり重要でなくなった生産物を削除することを怠った。承認された国民経済計画が、特定企業の——国民経済の必要充足上——それほど重要でない活動について決定を下すことさえ生じた。たとえば現在の計画化システムは、国家金属貨幣製造所が生産すべき模造品やおもちゃの鉄道の数量、国家紙幣印刷所が生産すべき証明書類等の数量まで国民経済計画の中で定めている。さらに国民経済計画は、フォリント表示ではあるが、処理すべきゴミの量、各県における不動産取引、公共清掃、埋葬等の企業課題さえ決定してきた。

㉓ 現行の国民経済計画化システムは、計画遂行状況の測定が不可能な課題さえ承認の対象としている。技術発展計画に含まれる指令の多くを、各省は、企業に下達さえしていない。なぜならそれらの指令によって技術進歩が促進されるわけでもなければ、その遂行状況を点検することも不可能だからである。

㉔ このような過度に詳細な計画化システムの下で、閣僚評議会は、国民経済計画の発展にかかわるすべての課題を決定するだけの能力を持ちえなかった。そこで全国計画庁が計画の一部について承認を下すことになったが、これは、閣僚評議会による統一的管理の原則を犯すものであった。ここでは全国計画庁があたかも各省の上に君臨するかのようになり、各省に下達される計画諸課題を決定していた。それに加え全国計画庁の中では、一連の計画諸課題が過度に集権化されるようになった。こうして現在全国計画庁は、数多く

のオペレーショナルな計画諸課題を掌握している。たとえば場所の指定手続きがそれであり、いまやひとつの住宅を建てる際の用地決定も全国計画庁の権限に属する。また個々の機械の予約についても、全国計画庁が決定を下している。

こうした中で、全国計画庁が国民経済発展の方向、テンポ、経済内諸比率を分析し主要諸課題について閣僚評議会に提案するとの原則、あるいは閣僚評議会が——計画の承認にもとづき——これらの課題を決定するとの原則は、後景に押しやられてしまった。

(2) 最初に人民的所有となったのが大工業だったため、国民経済計画化の諸方法は工業部門においてもっとも詳細に形成された。これら工業的な計画化方法は多くの点で他の諸部門でも支配的となったが、ここから計画化の広範な画一化が生じた。全国計画庁は、各産業部門の独自性を十分考慮に入れなかった。たとえば建設業においては、省傘下の補助的工業の計画化についても工業生産のシェーマが機械的に適用されなければならないとされており、その結果、建設用の木工、金属加工、プレハブ部品等を製造するこれら企業の活動は、本来その生産が奉仕すべき建設活動に適應することが不可能になっている。投資においても、全国計画庁の指示にもとづき、あらゆる分野において大規模な新規工業投資の計画化方法が適用されなければならないとされている。しかしこれらは、他産業の投資には不向きなのである。

(3) 計画の承認があまりに詳細にわたるため、国民経済計画の詳細な裏付けとこれより狭い国民経済計画諸課題の決定の間の原理的区別が曖昧になってしまった。国民経済の発展にかかわる主要諸課題を正しく決定するには多くの要因を考慮に入れなければならないが、承認すべきは課題だけであり、計算方法自体は課題設定のための手段にすぎないということが明確になっていなかった。これは、計画裏付けのための計算を計画と誤認し、それらをも承認の対象とする事態に導いた。いくつかの経済部門で全国計画庁は、省作成の計画案に記載されていたすべての指標を、例外なしに閣僚評議会に——承認を求め——提出し、あるいはみずから承認した。

だがこうした過度の詳細性さえ、計画の裏付けをつねに保障したわけではなかった。たとえば、膨大な部分的計算の一方で、生産や貿易等の経済性を測定し計画化する計算方法は、ただのひとつも取り入れられていなかった。

(4) 計画の遂行過程で現れる諸困難を、力の集中によって解決するのではなく、指令の乱発や新しいより詳細な計画策定によって解決しようとするやり方が広範にひろがった。たとえば全国計画庁は、倉庫保管能力の不足による困難を、保管能力を拡大したり合理的保管方法を組織したりするのではなく、広範囲に及ぶ倉庫計画体系を構築することで解決しようとしたのである。

【略】

(5) 年度計画のための基礎となるべき長期計画が存在しなかった。

これらの欠陥がもたらした有害な諸結果を示せば、おおむね以下のとおりである。

(1) 企業、省、全国計画庁における計画化作業がいちじるしく官僚主義化した。そこでは、国民経済の発展にとってなんら利益を生まない(ただし多くの無駄な労働力と資材を消費する)作業が数多く行われている。

国民経済計画化レベルで犯された誤りの諸影響は、企業と地方評議会のレベルで幾倍にもなっている。計画化の各段階にかかわるタイムスケジュール上の誤り、計画を支える諸措置の欠如などにより、企業は、しばしば十分な基礎もなしに、きわめてひんぱんに計画案を作成しなければならなかった。ある省のある企業のケースでは、省計画案の作成着手以前に5回も計画案を作成させられた。各省は、県評議会や企業に対し自分たちに指示されたよりも一層詳細な課題を求めた。これによって地方評議会や企業の指導者の権限と責任が不当に減らされた。

(2) 国民経済計画の承認があまりに詳細であるため、計画遂行過程でたえず発生する諸必要に対して形式的な計画修正なしに対応することが不可能となった。とりわけ1953年には国民経済計画の修正が幾度も必要となったが、これは計画の権威を大きく傷つけた。

(3) 国民経済内部に生ずるすべての課題を詳細な計画指令で解決しようと

した結果、計画以外の刺激要因、とりわけ納入契約の活用や計画遂行を保障する措置が軽視されるようになった。

### 3

計画簡素化専門委員会は、上記の諸欠陥に関する分析と行政合理化の指針に関する閣僚評議会決定にもとづき提言を作成した。この提言は、以下の指針に従っている。

(1) 計画化の諸段階、順序、期限および各関連機関の役割に関する再検討を踏まえ、無駄で並行的な計画化、不必要な計画プロセスを廃止すべきである。計画化作業における全国計画庁、省、地方評議会、企業の役割を明確に定めなければならない。全国計画庁の計画承認権限は廃止されるべきである。

(2) 計画化および計画承認システムに見られる過度の集権性、官僚主義、極大主義を一掃しなければならない。

(a) 国民経済計画の諸数値は年度計画、省の計画化作業にとってのみその基礎となり、国民経済の発展方向、テンポ、内的諸比率を指示するが、具体的な計画諸課題を過度に詳しく定めるべきものでなく、計画諸機関に対し自立的イニシアティブの余地を与えるとの原則を貫くべきである。

それゆえ、閣僚評議会によって承認される計画数値の範囲を大幅に削減しなければならない。

(b) 省の計画案は、年度国民経済計画を裏付けるためのものである。それゆえ、不必要な計画化作業を廃止すべきである。計画の裏付けにとって不要な、あるいは実際上点検不可能な計算を省に義務づけてはならない。

(c) 計画遂行機関の自立性を大幅に高め、計画遂行過程において形式的計画変更なしに諸必要の動きに対応できるよう、閣僚評議会により承認される計画数値の範囲を大胆に削減すべきである。

これと合わせ、企業に対し承認さるべき計画数値の範囲も大幅に縮小されなければならない。

(d) 計画化のために使用される指令、書式、計算資料、作業用紙を簡素化



し減らすべきである。

(3) 計画化に際しては、各産業部門の独自性と特殊な要請を考慮しなければならない。たとえば機械工業の生産計画やこれに関連する投資計画については、機械工業の独自性に対応した特殊な計画方法を採用すべきである。また農業と供出にかかわる計画方法についても、ハンガリー農業の現在の生産諸関係や季節的性格に規定された可能性と要求を十分考慮すべきである。貿易関連の計画方法に関して言えば、資本主義諸国との貿易では世界市場的諸条件に対応するより大幅な柔軟性が必要だが、兄弟諸国との貿易においては、国家間協定にもとづく国際協力に対応した計画方法が必要である。

(4) 政府の新しいプログラムとハンガリー—労働者党の第3回党大会決定は、特定の分野における計画方法に対し、いっそう高度な要求を突きつけている。たとえば農業が求める諸必要をより正確に測定しそれを充足するため、裏付けのより確かな計画化を実現しなければならないし、国内商業、住宅建設、文化的・社会的厚生 of 各分野についても、大会が指し示した諸観点に応える国民経済計画を作成することが求められている。

(5) 小規模な計画化単位における計画の範囲は、大規模な計画化単位のそれより狭くすべきである。この原則に応え、計画化システムにおいても、地方評議会や中間管理機関に対しより大幅な自立性を保障しなければならない。小規模な国営企業を数多くかかえる経済分野(たとえば、小売り店舗や地方評議会経営のサービス企業等)における独自の計画方法に関しても、特別な配慮が必要である。

計画方法においても、全国的計画化の可能性を確保すると同時に、国民経済的に重要な経済活動とそれほど重要でないもの間に区別を設けるべきである。いわゆる「省の主要活動」の計画方法を、余計な官僚体制なしにいわゆる「補足的活動」レベルで適用可能なまでに簡素化するか(たとえば社会的・文化的厚生 of 一部分野、農業、供出など)、あるいは主要活動よりもはるかに単純な計画方法を補足活動に適用するか(たとえば副業活動としての建設業、国内商業、運輸・交通など)のいずれかが必要である。

(6) 国民経済計画を、計画化の範囲に属さない諸活動（倉庫計画、休暇計画、超過勤務計画等）から解放すべきである。

一定の経済分野については、過度に詳細な計画化に代えて、計画を裏付けるための他の方法（たとえば計画外の刺激要因の活用、詳細な計画に代わって品目構成を規定する納入契約の利用、機械工業計画の裏付け資料等）を開発すべきである。

(7) 計画化の範囲を、計画の裏付け計算を不可能ならしめるほどに単純化してはならない。必要な分野では、これまでの計画化の欠陥を新しい計算資料の導入で補うべきである（たとえば、特定工業部門の生産をより良く裏付けるための計算資料の作成、労務計画については画一的な諸表に代わる——相互関連を分析する——記述的評価の作成、経済性計算等）。

〔注〕 \_\_\_\_\_

(1) 計画化の簡素化に関する専門委員会の提言の一部。